平成２２年（フ）第１０７６号
名古屋市千種区今池３丁目14番５号　文恵ビル203号
債務者　濵地春子こと　金　　春子
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３９号
三重県伊勢市小木町591番地６
債務者　中西　誠一
1　決定年月日時　平成22年５月６日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２１年（フ）第１０２９４号
大阪市北区長柄西１－４－５ウィン天六北館204号室、申立時の住所大阪市北区長柄西１丁目１番37号
債務者　三島　浩昌
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９７号
大阪府高槻市柱本新町８番Ａ２―305号
債務者　齋藤　幸一
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１００号
大阪市西区本田１－６－19―704、住民票上の住所大阪市西区千代崎２丁目５番３号15
債務者　貝阿彌喜美（旧姓長井）
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４６９号
大阪府東大阪市箱殿町２番13号　箱殿ハイツ402号
債務者　安福　貞明
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８２８号
大阪府吹田市山田南34番５号　プランドール千里211号室、住民票上の住所大阪府吹田市千里丘中19番12号
債務者　高見　　剛
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２０３０号
大阪市城東区関目６丁目14番Ａ―1018号
債務者　髙原　孝輝
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２０４６号
大阪府吹田市五月が丘北13番33―103号、前住所大阪府吹田市五月が丘西６番３―710号
債務者　山﨑　麻未
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２０５１号
大阪市淀川区東三国４丁目１番24―501号
債務者　信谷　嘉秀
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２０５２号
大阪市淀川区東三国４丁目１番24―501号
債務者　信谷　千里
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２１６８号
大阪市東淀川区大桐３丁目３番５―406号
債務者　安原　　博
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２１７３号
大阪市都島区大東町３丁目10番11―1001号
債務者　Ｐ．Ａ．Ｍこと　村上　晃二
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２１９８号
大阪府豊中市夕日丘１丁目11番16―102号
債務者　井上　貞子
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２８０号
大阪府豊中市東豊中町５丁目２番143―207号
債務者　中本　明子
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５４９号
大阪市浪速区日本橋西２丁目６番７号　永井マンション301号
債務者　高岡　千鶴
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２８７１号
大阪府東大阪市下小阪５丁目５番24―601号
債務者　長谷川　功
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部